

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会補助金交付要綱

改正	平成11年4月要綱第	43号
改正	平成14年4月要綱第	39号
改正	平成30年4月要綱第	53号
改正	平成30年4月要綱第	53号
改正	平成31年4月要綱第	338号
改正	令和3年11月要綱第	335号

(補助金の目的)

第1条 社会福祉法人品川区社会福祉協議会補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉法人品川区社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が区内の社会福祉事業の能率的運営および組織化促進ならびに区民の福祉向上のために実施する事業の拡充強化を図り、もって地域社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金は、補助事業者が当該年度において次に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ相当と認めたものに交付する。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する研究・調査・調整
- (2) 生活保護法、児童福祉法、身体者障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に関する援護事業
- (3) 法外援護に関する事業
- (4) 社会福祉事業に関する普及宣伝
- (5) 福祉活動専門員に関する諸経費
- (6) 社会福祉協議会職員に関する人件費
- (7) 小口生活資金貸付事業
- (8) ボランティアセンター事業に関する経費
- (9) 有償在宅福祉サービス事業に関する経費
- (10) 品川介護福祉専門学校事業に関する経費
- (11) ふれあい作業所事業に関する経費
- (12) 品川成年後見センター事業に関する経費
- (13) 無料職業紹介等事業に関する経費

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、前条に掲げる事業のうち、区長が必要かつ相当と認めた補助対象事業に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。

(交付予定額の通知)

第4条 年度当初において、区長は補助事業者に対し第1号様式により補助金の交付予定額を通知する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限までに、第2号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、これを審査し、交付するものと決定したときは、補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の撤回)

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは補助金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回ができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第8条 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに第3号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定通知の取消し等)

第9条 区長は、補助金の交付決定をした後当該補助事業について、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
- (3) 補助対象事業の全部または一部を中止または廃止しようとするとき。

(事故報告)

第 11 条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、速やかに区長に報告し、その指示を受けるものとする。

(執行状況報告)

第 12 条 補助事業者は、事業の適正円滑な遂行を図るため、その執行の状況に関し区長から報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第 13 条 区長は、補助事業者が提出する報告または地方自治法第 221 条第 2 項の規定による調査等により、交付決定の内容またはこれに付した条件に従って事業が遂行されていないと認めるときは、当該補助事業に適合するよう処置をとるべきことを命じる。

2 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命じることがある。

(実績報告書の提出)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業終了後または会計年度終了後速やかに第 4 号様式により補助対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(検査等)

第 15 条 区長が補助職員をして補助対象事業の遂行状況および経理について検査をさせる場合または報告を求める場合は、補助事業者はこれに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助金の収入・支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消し)

第 17 条 区長は、次の各号の一に該当する場合は、交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 18 条 区長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、その事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(違約金)

第 19 条 区長が補助金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたときは、補助事業者は当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

付 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

(第1号様式)

年 月 日

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
会長 様

品川区長

年度品川区社会福祉協議会補助金交付予定額について（内示）

年度品川区社会福祉協議会に対する品川区補助金交付予定額について内示しますので、下記により申請願います。

記

- | | | | | |
|---|----------|-----|-------|----------|
| 1 | 補助金交付予定額 | 金 | | 円 |
| 2 | 申請書提出期限 | | 年 月 日 | |
| 3 | 添付書類 | (1) | 年度 | 補助金事業計画書 |
| | | (2) | 年度 | 補助金収支予算書 |
| | | (3) | 年度 | 事業計画書 |
| | | (4) | 年度 | 歳入歳出予算書 |
| | | (5) | 年度 | 定款 |
| | | (6) | 年度 | 役員名簿 |

(第2号様式)

年 月 日

品川区長 様

(住所)

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
会長

年度 補助金交付申請書

社会福祉法人品川区社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき下記金額を交付されたく関係書類を添えて申請いたします。

記

1 補助金交付申請額 金 円

(関係書類)

- | | | |
|-----|----|----------|
| (1) | 年度 | 補助金事業計画書 |
| (2) | 年度 | 補助金収支予算書 |
| (3) | 年度 | 事業計画書 |
| (4) | 年度 | 歳入歳出予算書 |
| (5) | 年度 | 定款 |
| (6) | 年度 | 役員名簿 |

(補助金交付決定通知)

年 月 日

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
会長 様

品川区長

年度社会福祉法人品川区社会福祉協議会
に対する品川区補助金の交付決定について(通知)

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度品
川区補助金の交付について、審査の結果、下記のとおり交付決定したので通知しま
す。

記

1 補助金交付額 金 円

2 交付期日 第 回 金 円
第 回 金 円

(第3号様式)

年 月 日

品川区長 様

(住所)

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
会長 印

年度品川区社会福祉協議会補助金交付請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった
年度補助金として、下記の金額を請求いたします。

記

請求額 金 円

(第4号様式)

年 月 日

品川区長 様

(住所)

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
会長

社会福祉法人品川区社会福祉協議会補助金交付
要綱に基づく事業実績報告について（報告）

上記要綱に基づき補助金の交付を受けましたが、補助対象事業を完了しましたので、下記書類を添え、事業実績の報告をいたします。

記

- 1 年度 補助金事業実績報告書
- 2 年度 補助金収支決算報告書